

新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業申請要領

1 目的

本事業は、従来の地域の枠をこえた県内広域での連携による生産体制を構築するため、新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業実施要領（平成28年9月23日施行，平成29年4月1日改正。）に基づき、地域農業を牽引する農業法人や集落営農組織、実需者、県市町村等関係機関が連携し、新たな園芸産地づくり等を進める取組を進めるために定める広域連携計画に基づく推進費及び機械・施設等の整備を支援するものです。

2 広域連携計画について

新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業（以下、「本事業」という）に申請する場合には、広域連携計画を作成し、知事の認定を受ける必要があります。審査会により採択計画を決定します。

（1）広域連携計画の内容

協議会構成機関、取組計画（年次計画、成果目標、連携体制）、実施する事業内容等を記載するもので、最長3ヶ年の期間で実施する計画とします。

（2）広域連携計画の採択要件

- ①県内生産者、実需者または流通業者、県関係機関（地方振興事務所、農業改良普及センター等を含む）等で構成する広域連携協議会等で作成した計画であること。ただし、生産者については、複数地域の農業者が含まれること。
- ②協議会の構成機関が一体となって行う、新たな取組を含む計画であること。
- ③本事業の事業実施地区全体の生産量及び販売額が目標年度（最長3ヵ年後）において、事業実施前の110%以上となる計画であること。
- ④取り組む品目がみやぎ園芸特産振興戦略プランに定める産地改革品目及び地域戦略品目であること。
- ⑤広域連携計画期間内の総事業費が概ね1,000万円以上であること。

3 事業実施主体及び事業内容

広域連携計画採択後、本補助金に申請ができる者及び本事業で実施できる取組は、下記のとおりです。

（1）事業実施主体

広域連携協議会、広域連携協議会の構成組織（農業法人、3戸以上の農家で組織される任意組織及び農業協同組合、農業協同組合、全国農業協同組合連合会宮城県本部）

（2）事業内容

補助対象となる取組は、認定を受けた広域連携計画を遂行するために必要な推進事業、機械整備、施設整備とします（詳細は5補助対象経費を参照してください）。

4 事業期間

本事業の事業期間は、原則として交付決定以降から、平成31年2月28日までとなります。

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、広域連携計画の目標達成に必要なもので次に掲げるものとします。

(1) 連携推進費

- ・ 備品費（事業を実施するために必要な試験・調査備品の経費等）
- ・ 事業費（使用料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品等）
- ・ 旅費（研修会等講師旅費、視察研修に必要な旅費等）
- ・ 謝金（研修会等講師謝金、実証ほ場設置謝金等）
- ・ 委託費 等

(2) 体制整備費

- ・ 生産管理用ハウス・付帯設備
- ・ 省エネルギー化設備（既存ハウスのカーテン増設、空気二重膜ハウスへの張替等）
- ・ 生産管理省力化施設・機械（一部アタッチメントも含む。）
- ・ 生産安定施設
- ・ 出荷調製省力化機械 等

(3) 補助率および金額

- ①連携推進費 定額（5,000千円以内）
- ②体制整備費 補助率1/2（15,000千円以内）

ただし、補助金合計額を予算の範囲内18,000千円程度とする。

6 申請について

(1) 申請書類の提出部数及び提出先

知事に提出する書類の部数は各2部とし、広域連携協議会の中核機関を所管する地方振興事務所に提出してください。うち1部を地方振興事務所が保管し、1部地方振興事務所を經由して園芸振興室に提出されます。

なお、計画の作成、応募にあたっては、参画機関と十分調整の上、応募するようにして下さい。

(2) 申請書類

- イ 広域連携計画認定申請書（別記様式第1号）
- ロ 広域連携計画書（別紙1）
- ハ 暴力団排除に関する誓約書（別紙2）
- ニ 納税証明書
- ホ 平成30年度 事業実施計画（別紙3）
- ヘ その他知事が必要と認めるもの

（注意事項）

- ・ 必要に応じて、応募者のヒアリング又は追加説明資料の提出を求めることがあります。
- ・ 提出書類や追加説明資料は審査のためのみに使用いたします。提出された書類は返却いたしません。

(3) 受付期限 平成30年8月1日（水）から平成30年8月31日（金）までとします。

(4) 問い合わせ先（事業担当課） 宮城県農林水産部園芸振興室 園芸振興班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話番号／022-211-2843 FAX番号／022-211-2849

ホームページより、様式等はダウンロードできます。または、下記地方振興事務所の農業振興部
にお問い合わせ願います。

大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班 TEL0224-53-3289 FAX0224-53-3138

仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班 TEL022-275-9250 FAX022-275-0296

北部地方振興事務所農業振興部農業振興班 TEL0229-91-0717 FAX0229-23-0910

東部地方振興事務所農業振興部農業振興班 TEL0225-95-7809 FAX0225-95-2999

気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班 TEL0226-24-2534 FAX0226-22-1606

7 広域連携計画の審査及び結果の通知

(1) 審査方法

広域連携計画の認定は、応募書類に基づいて、要件に合致する提案を対象に、宮城県農林水産部内に審査委員会を設置して審査し、計画を採択します。

(2) 審査のポイント

審査は計画内容及び実施方法の妥当性、事業の効果並びに行政施策等との関連性等を勘案して総合的に行います。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査会における最終審査が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知します。

審査結果の通知については、広域連携計画が採択となった旨をお知らせするものであり、単年度事業計画の申請から補助金の交付決定については、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

なお、広域連携計画審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

8 広域連携計画採択後に必要な手続等

(1) 平成30年度事業実施計画の申請

広域連携計画が採択された協議会等は、県の指示に従い、平成30年度事業実施計画の認定を受ける為に必要な書類等を、県が指定した期日までに園芸振興室まで提出していただきます。申請書等を園芸振興室において審査した後、問題がなければ認定通知を発出します。

(2) 補助金交付申請

事業実施計画が採択された協議会等は、県の指示に従い、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書等を、県が指定した期日までに園芸振興室まで提出していただきます。申請書等を園芸振興室等において審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。